## 平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	5	府省庁名 国土交通省					
対象税目		個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )					
要望 項目名		外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設					
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 我が国の大都市の国際競争力を強化するため、特定都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する整備計画に、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業の施行に関連して必要となる公共公益施設として記載された外国語対応医療施設等(※1)の整備運営事業者に対して課税の特例措置を講じる。					
	【法人住民税、事業税】 (法人税に対する要望内容) 〇特別償却 整備計画に記載された施設の整備運営事業者が、当該事業の用に供する減価償却資産(※2)を取 は建設した場合、事業の用に供した事業年度の減価償却限度額を、それぞれ以下に記載する額(特 額)と普通償却限度額の合計額とする特例措置 建物及び附属設備、構築物:取得価額×25% 機械及び装置、器具及び備品:取得価額×50%						
		○投資税額控除 整備計画に記載された施設の整備運営事業者が、当該事業の用に供する減価償却資産(※2)を取得、製作又 は建設した場合、事業の用に供した事業年度の法人税額から以下に記載する額を控除する特例措置 建物及び附属設備、構築物:取得価額×8% 機械及び装置、器具及び備品:取得価額×15%					
		O所得控除 整備計画に記載された施設の整備運営事業者が、当該事業により生じた当該事業年度の課税所得から以下に記載する額を損金に算入することができる特例措置 5年間 所得金額×20%					
	<ul> <li>※1 外国語対応医療施設等</li> <li>(1)外国語対応医療施設</li> <li>(2)外国語対応教育施設</li> <li>(3)国際会議等用施設</li> <li>(4)外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設</li> <li>※2 減価償却資産</li> <li>(1)建物及び附属設備</li> <li>(2)構築物</li> <li>(3)機械及び装置</li> <li>(4)器具及び備品</li> </ul>						
関係	条文	※なお、本件については、国家戦略特区における税制措置との連携も併せて検討する					
減 見述		[初年度] 0 ( − ) [平年度] ▲1,216 ( − ) (単位:百万円)					
		ページ 5-1					

## (1) 政策目的

## 要望理由

昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、国全体の成長を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を協力に推進するとともに、高付加価値の産業・人材を惹きつける環境を整備し、海外から企業、人等を呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することにより、一層国際競争力の強化を図る。

## (2) 施策の必要性

アジア諸都市の台頭により、外資系企業の地域統括拠点数、世界都市ランキング等の指標において、我 が国の大都市がシンガポール、香港等に劣後してきている中、我が国大都市の国際競争力を強化すること が急務である。

このような状況の中、国全体の成長を牽引する大都市について、認定事業者を対象とした税制上の特例 措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、国際競争力等に資す る優良な民間都市開発事業を促進しているところである。このため、大都市の優良な民間都市開発事業に ついては、これまで一定の進捗を見ているが、国際競争力向上のいわば必要条件であり、それだけで国際 競争力の向上を実現することは困難である。

今後は、大都市の優良な民間都市開発事業の支援に加えて、地理的不利等を補うため、高付加価値の産業・人材を惹きつけることのできる環境として、外国人の生活機能をサポートする外国語対応医療施設整備運営事業、外国語対応教育施設整備運営事業や、ビジネスのサポートに資する国際会議等用施設整備運営事業、外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ整備運営事業を促進していく必要がある。

本要望に	
対応する	)
縮減案	

ページ 5-2

	政策体系におけ		政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する		
			日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)		
	る	政策目的の位	5. 立地競争力の更なる強化		
	置	付け	④都市の競争力の向上		
			○「国家戦略特区」の活用等による国際都市に向けた環境整備		
			『国際的な企業活動に関わる一定の地域において、海外からの優れた人材が快適に生活できるよう		
			外国人向け医療施設や教育機関の充実などの環境整備を促進する』		
			我が国の活力の源泉である大都市について、特定都市再生緊急整備地域において外国語対応医施		
			設等の整備運営を推進することにより、都市の魅力を高め、国際競争力の強化を図る。		
		<b>-</b>	<2020 年までに整備すべき施設数の目標値>		
	政策の		· 外国語対応医療施設数 297 施設		
	達	成目標	<ul> <li>外国語対応教育施設数 14 施設</li> </ul>		
			• 国際会議等用施設 101 施設		
△			・外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 11 施設		
合 理 性		税負担軽減措	/下国品がルビンイ・ハ エルコンシェルシュル II ルビス		
性		置等の適用又	2年間		
		は延長期間			
		18年区刊间	我が国の活力の源泉である大都市について、特定都市再生緊急整備地域において外国語対応医療		
			施設等整備運営事業を推進することにより、都市の魅力を高め、国際競争力の強化を図る。		
			<2015 年までに整備すべき目標値>		
		同上の期間中	(2020 までの目標数から、1年あたりの必要数を求めて算出)		
		の達成目標	<ul> <li>外国語対応医療施設数 85 施設</li> </ul>		
			・外国語対応教育施設数 4 施設		
			・国際会議等用施設 29 施設		
			・外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 3 施設		
			<2012 年時点での各施設数>		
	ᇒ	策目標の	· 外国語対応医療施設数 41 施設		
		成状況	· 外国語対応教育施設数 30 施設		
	Á	:/ <sub>2</sub> \./\//\/	・国際会議等用施設 201 施設		
			・外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 1施設		
	要	望の措置の	(適用件数)		
		囲見込み	平成 26 年度:法人税 60 件		
有	再	望の措置の			
効		黒見込み	本特例措置を創設し、高付加価値の産業・人材を惹きつける環境を整備することにより、特定都		
性		未完込の   手段としての	市再生緊急整備地域において海外から企業、人等を呼び込むことができるような魅力ある都市拠点		
	有効性)		が形成され、一層国際競争力の強化を図ることができる。		
$\vdash$					
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		法人税		
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額				
<b>-</b>			・国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業		
相当			(平成 26 年度要求額: 8 億円)		
自性					
注	上記の予算上 の措置等と 要望項目との		トラの子等トの士採し大声切による発生は大型を上げたまじてことに、「株字初士五井野名数」		
			上記の予算上の支援と本要望による税制特例を一体的に講じることにより、特定都市再生緊急整 備地域において海外から企業、人等を呼び込むことができるような魅力ある都市拠点が形成され、		
			偏地域にあいて海外から正素、人等を呼び込むことかできるような魅力のる都中拠点が形成され、   一層国際競争力の強化を図るものである。		
		関係	/日世/小元 ザノJV/J出 L で 区で UV/ C の) でっ		
			ページ 5-3		

要望の措置の 妥当性	本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する整備計画に記載される外国人対応医療施設等の整備運営事業者に限って適用されるものであり、政策目的の達成のために的確かつ必要最低限の措置である。
税負担軽減措置等の 適用実績	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	_
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	
ページ	5-4